

被保険者証の廃止に伴う対応について

令和6年12月2日(月)から被保険者証の発行が停止となります。

- ◆被保険者証の最終発行は、令和6年11月30日(土)正午までに受理した資格取得届(適用除外申請分を除く)となります。
- ◆被保険者証の紛失や氏名変更、加入手続きの場合でも、被保険者証の発行はできません。
- ◆発行済の被保険者証の有効期限は令和7年9月30日となります。

令和6年12月2日以降の取扱い } 被保険者証の氏名を変更した方
新規加入者および被保険者証やマイナンバーカードを紛失した方

① **資格確認書** を発行 ⇒ マイナ保険証を持っていない方

マイナンバーカードと被保険者証が紐づいていない方

有効期限…5年

- ・令和6年12月2日から令和7年9月まで発行分の有効期限は令和7年9月30日、令和7年10月1日以降の発行分は令和12年9月30日となります。
- ・ただし、70歳から74歳までの方の有効期限は、令和7年8月1日発行分から1年(毎年8月1日から翌年7月末まで)です。

② **資格情報通知書** を発行 ⇒ マイナンバーカードと被保険者証が紐づいている方

- ・原則として、マイナ保険証で医療機関を受診。
- ・資格情報通知書のみでは受診できません。
- ・マイナ保険証の読み取りができない場合等に、マイナンバーカードと一緒に資格情報通知書(またはマイナポータルの資格情報画面)を医療機関に提示することで保険診療を受けることができます。

有効期限…なし

- ・ただし、70歳から74歳までの方の有効期限は、令和7年8月1日発行分から1年(毎年8月1日から翌年7月末まで)です。

令和6年12月2日以降の被保険者証について

※ マイナ保険証とは、マイナンバーカードを
保険証として利用するために登録したものです。

